

※ 本校では原則全児童加入しています。

学校でのケガ等医療機関に受診するときの医療費の手続きについて

○ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に同意の上、加入にご協力下さい。

災害共済給付制度とは?…学校の管理下でケガ等が発生したときに、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づいて医療費などの公的給付を行う制度です。学校がまとめて加入手続きを行います。

【給付金支給の流れ】

① 学校管理下でケガ等をしたら?

病院等の窓口で「学校管理下でのケガ等です」と伝えてください。

こども医療費の対象外の医療費となるため、「こども医療費受給資格者証は使用できません。病院等では受給資格者証を提示せず、保険診療の一部負担金である3割相当額を現金で支払い、領収書を受け取ってください。日光市内の病院等でも日光市外の病院等でも同様にお願いします。

② 請求方法は?

学校に連絡し請求書類をお受け取りいただき、病院で診療の証明をしてもらってください。領収書を添えて請求書類を学校に提出してください。

③ 給付方法は?

学校を通じて日本スポーツ振興センターから支給されます。

★給付金はいくらもらえるの?

病院等で支払った額
(保険診療一部負担金3割相当額)

+

お見舞金分として
1割上乗せ

= **4割の給付**
となります。

★給付の対象とならない場合

初診から治癒するまでの治療費の自己負担額の総額(窓口においての支払額)が、1,500円未満のとき。

→この場合は、「こども医療費助成制度」の対象となるため、領収書を添えてこども医療費助成申請書により市役所子ども家庭支援課等の窓口へ請求していただくことで、後日指定口座に支払った医療費が振り込まれます。

お問い合わせ先

日光市教育委員会事務局

学校教育課 学校教育係

電話 0288-21-5167